

平成30年 6 月 定例会 厚生常任委員会記録

平成30年 6 月14日 (木)

平成30年 6 月18日 (月)

場所：鳥栖市議会 第2委員会室

目 次

平成30年 6 月14日 (木)	5 頁
平成30年 6 月18日 (月)	49頁

平成30年6月定例会審査日程

日 次	月 日	摘 要
第1日	6月14日（木）	<p>開会 審査日程の決定、その他 健康福祉みらい部関係議案審査、報告 〔説明、質疑〕</p> <p>議案甲第19号、 報 告第2号 市民環境部関係議案審査 議案乙第15号、 議案甲第13号、14号、17号、18号 〔説明、質疑〕</p>
第2日	6月18日（月）	<p>議案審査 議案乙第15号、 議案甲第13号、14号、17号～19号 〔総括、採決〕</p> <p>報 告（市民環境部環境対策課、市民課、健康福祉みらい部社会福祉課） 次期ごみ処理施設整備に係る経過及び環境影響評価実施状況 鳥栖市オリジナル婚姻届の作成・配付について 指定障害児通所支援事業者の指定取り消しに関する対応状況 〔報告、質疑〕</p> <p>閉会</p>

6 月定例会付議事件

1 市長提出議案

[平成30年6月14日付託]

- | | | |
|---------|--|------|
| 議案乙第15号 | 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号） | [可決] |
| 議案甲第13号 | 鳥栖市税条例の一部を改正する条例 | [可決] |
| 議案甲第14号 | 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について | [可決] |
| 議案甲第17号 | 専決処分事項の承認について | [承認] |
| 議案甲第18号 | 専決処分事項の承認について | [承認] |
| 議案甲第19号 | 工事請負契約の締結について | [可決] |

[平成30年6月18日 委員会議決]

2 報 告

報 告第2号 繰越明許費繰越計算書について

次期ごみ処理施設整備に係る経過及び環境影響評価実施状況 （市民環境部環境対策課）

鳥栖市オリジナル婚姻届の作成・配付について （市民環境部市民課）

指定障害児通所支援事業者の指定取り消しに関する対応状況 （健康福祉みらい部社会福祉課）

平成30年 6 月14日（木）

1 出席委員氏名

委員長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

なし

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長 詫間 聡

健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長 小柳 秀和

社会福祉課長補佐兼地域福祉係長 庄山 裕一

健康福祉みらい部次長兼こども育成課長 石橋 沢預

こども育成課担当課長鳥栖いづみ園長 久保みゆり

健康増進課長兼保健センター所長 坂井 浩子

文化芸術振興課長 松隈 義和

健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長 古賀 達也

スポーツ振興課スポーツ振興係長 時田 丈司

市民環境部長 橋本 有功

市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長 佐藤 敦美

市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長 犬丸 章宏

市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長 天野 昭子

市民課長 村山 一成

国保年金課長 古賀 友子

国保年金課健康保険係長 田中 綾子

国保年金課年金保険係長 原 隆士

税務課長 青木 博美

税務課管理収納係長 豊増 裕規

税 務 課 長 補 佐 兼 市 民 税 係 長	槇 浩喜
税 務 課 長 補 佐 兼 固 定 資 産 税 係 長	豊増 秀文
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二
環境対策課長補佐兼環境対策推進係長	佐々木利博

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

審査日程の決定、その他

健康福祉みらい部関係議案審査、報告

議案甲第19号 工事請負契約の締結について

報 告第2号 繰越明許費繰越計算書について

[説明、質疑]

市民環境部関係議案審査

議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第13号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第14号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約
の変更について

議案甲第17号 専決処分事項の承認について

議案甲第18号 専決処分事項の承認について

[説明、質疑]

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

今回の契約につきましては、去る5月31日に指名競争入札を行いまして、6月1日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額につきましては、5億5,620万円でございます。契約の相手方につきましては、三井住友建設株式会社佐賀営業所となっております。

また、改修の内容につきましては、スタジアムの躯体鉄骨及び外壁部分の塗装改修、それから、ボルト接合部の締めつけ補修等でございます。

次に、タブレットの議案の参考資料、追加議案関係の3ページ以降をお願いいたします。

中川原豊志委員長

契約書のところですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

別添の参考資料でございますけれども、3ページに工事請負仮契約書、6月1日に締結した分の写しを付けております。

それから4ページ、5ページに今回の塗装改修工事に係る平面図、それから、断面図を掲載いたしております。

簡単ではございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

藤田昌隆委員

前、委員会で、もし、この仮契約を、議会のほうで承認しないと行った場合に、どういった……、例えば、違約金を払うのか、その辺はぜひ調べておいてほしいという要望をしましたが、それについて答弁をお願いします。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今回の工事請負契約の仮契約の法的な性質でございますけれども、議会の議決を得られることによって、当事者間で本契約を締結すべき債権、債務が発生いたします。議決を得られないことが確定すれば、無効となるということで議決を停止条件とする本契約の予約であるという性質でございます。

そのような関係で、議会のほうで今回否決された場合につきましては、地方公共団体は何ら責任を負わないのが原則であるというような一般的な解釈がございます。

また、契約の中では、議会の議決を得ることによって、契約が成立すると。それに伴いまして、何ら、責任が発生した場合においても、特段の市のほうへの責めは帰さないという条文を規定をいたしているところでございます。

以上でございます。

藤田昌隆委員

ということは、金銭的に、いろんな市にとって申し込みを、仮契約を裁決されない場合は、何も金銭的には発生しないということですよ。

それで、もう一つ続けて質問ですが、例えば、一般質問の中で、下請という中で、その金額、私は金額が一番問題だというふうに言っていましたけど、その辺がどれぐらいになるか、それによって、また違ってくると思うんですよ。

一応、本契約を結んだ上で、下請も入ってくるんでしょうけど、ぜひ、これ、もう要望です。きのうも言いましたが、1円でも多く、地元に戻るような形をしてほしいと。

私は、この契約自体が非常におかしいと、納得していませんので、ぜひ、その部分はしっかりとやってほしいし、「執行部は、言わないかんっちゃないと、はっきり。中身がおかしいと言われて」と呼ぶ者あり) いやいや、私が言いたいのは、最初から言っているように、地元とJVを組んでやった方がいいと。

執行部のほうで言われている大型規模でもあるし、特殊なっていう言葉も、地元企業に言わせたら、いや、そんなもん特殊でも何でもないと声が上がって、鳥栖市に対する反発も出ているわけです。

そういう中で、私も企業版ふるさと納税というお金の出どころから考えても、これは当然、地元きちんと大きく貢献するような使い方をしないとおかしいというふうに思っております。だから、これに関しては、異議があるというふうにずっと申してきたわけです。

そういう中で、鴻池組さんと、それから、三井住友さんが、15社中、2社だけ手を挙げて、ほかは全部辞退と。聞くとところによると、いろんなところも現場を見に行ったりやっているわけです。参加する意思は恐らくあったと思います。

そういう中で、辞退という形になっているんで、それもおかしいんじゃないかというふうに思っていたわけです。

そういう中で、三井住友さんが落札されて、結果としては、もう決まりましたので、落札されましたので、それから先をどうするか。

だから、もう一つ、下請と、それから全く別工事にするのか。これから先の考え方、2つあると思います。下請けの部分を大きく金額をふやすのか、もしくは三井住友さんが工事する範囲と、それから、地元企業でも簡単にできる、そういう工事の部分を分ける考え方があると思うんですよ。

そういう中で、どちらでもいいんですが、ぜひとも、1円でも多くという形で、結果を出してほしいというふうに思います。

もう一つお願いしたいのは、その結果、まず地元下請はどこが受けたのか。もしくは、もう一つのエリアを決めて、ここから先は地元だけでやるといった場合に、その金額と、どこが受けたのか。ぜひこの委員会には、決まり次第、即刻報告をお願いしたいということです。

以上です。

詫間聡健康福祉みらい部長

今回の鳥栖スタジアム塗装工事の関係につきまして、御審議していただいている分に対しては、鉄骨部分の躯体工事関係の塗装工事でございます。

今回の企業版ふるさと納税としてC y g a m e s さんからいただいたふるさと納税、内閣府の地域再生計画の中で採択いただいている分は、スタジアムのリニューアルという位置づけの中で、今回、御審議いただいている部分に対しては、鉄骨部分の塗装工事の一部ということで認識をいたしております。

一般質問の中でも答弁をいたしておりましたとおり、今回の議会議決案件以外の部分、例えば、トイレ棟の外壁工事改修、あと、スタジアム部分、手すり工事の関係について、今後の全体的なリニューアル工事に関しては、計画をしておるところでございます。

一般質問の中で答弁いたしましたとおり、そちらの工事に関しましては、地元企業への発注ということで考えておるところでございます。

また、塗装工事、今回の全般的な部分の報告につきましては、逐次報告という形を、委員会の中でお示ししていきたいと思っておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

成富牧男委員

先ほどは どうも 済みませんでした。（「いえいえ」と呼ぶ者あり）口をはさんで。

契約が決まる過程の中で、15社、手を挙げとったのは2社になったと。辞退したところの主な理由はわかりますか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

入札で指名を行いまして、その後の辞退につきましては、辞退届だけということで、その理由については、報告等は受けておりませんので、どういった状況で、どういった理由で辞退されたのかっていうのは、執行部のほうではちょっと把握できていないところでございます。

以上でございます。

成富牧男委員

法的には、その辞退届っていうのを出すだけで、何も理由とか全然付す必要はないように

なっておるわけですね。

ついでに、もう一つ一つ聞くまでもないですけど、じゃあ恥ずかしながら、ちょっと不勉強ですので教えていただきたいのは、一般的には、金額は、一定金額を超えたときに仮契約っていうのがあるのようですけど、この仮契約という制度の趣旨っていいいますか、そこを一言だけお願いします。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

仮契約を締結いたしますケースでは、これまで議会の議決をいただく関係の工事につきましては、当然、議会の議決をもって本契約となるということで、事前に仮契約を結ぶというようなケースになります。

成富牧男委員

すいません、私の質問が悪かったですね。

そういう、議会の議決を求めるっていう制度を設けているのは、なぜかっていう質問です。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

議会の議決を経る部分につきましては、一般的に市の場合は1億5,000万円以上の工事になります。

これにつきましては、地方自治法等の関係で規定がなされておりました、基本的には、そういう金額的な部分で、大規模な工事等について、多額の出費を伴うというところを団体意思の決定である議会での議決を経るというのが、一般的にそういう制度を設けられておる趣旨というふうに理解をいたしております。

以上でございます。

成富牧男委員

あとは自分で勉強します。

終わります。

樋口伸一郎委員

さっき藤田委員が質問をされていて、御答弁まで聞いていて、ちょっと質問なんですけど。今、詫間部長がおっしゃったベストアメニティスタジアムのリニューアルに関しての一部として、今回の塗装工事っていうのが入るってところはわかります。

ただ、ちょっと気になるのが、その一部外、追加等の工事については、地元発注ということで、そこは、今後やっていけることなのかなと思ったんですけど、気になる点としては、一部の部分ですよね。

今後、塗装に入っていく部分において、三井住友建設さんっていうのは、まず、施工監理会社ということでよかとですよ。

ちょっとそこ、まず、どういう位置づけで入札をされておるのかっていうところなんですけど、例えば、設計とか、そのあと施工監理会社、そして、施工業者ってあるんですけど、施工監理業者としての入札っていうところじゃないんですか。そこばちょっと教えてもらえますか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

今回、仮契約を締結いたしております三井住友建設株式会社につきましては、施工監理ではなくて施工業者になります。

以上でございます。

樋口伸一郎委員

だったですね、施工業者ですよ。

そうしたら、施工業者からまた下請とかがまた構成されて、1社ではできないで、そこに下請さんとか発生して、縦構成ができると思うんですよ。

そうしたら、施工業者であればなおさら、施工金額というのはさまざま、例えば足場があったり、塗装屋さんがあったり、いろいろあると思うんですね。塗装屋さんだけでもいかんし、さまざまな業種の部分を施工業者の三井住友建設さんは、この工事は、どの分野の職人さんがやるから幾らと、この工事は、どの分野の職人さんがやるから幾らと、それを積み上げてきて、多分、この5億5,000万円になっているわけなんですよ。

それで、その中で、例えば、ちょっと気になった点はここからなんですけど、少しでもそれがふえていくようになっていうふうによりの中でも理解をさせてもらっていたんですけど、そもそも、大もとである三井住友建設さんが組んだ金額以下でしか下請さんって雇えないわけじゃないですか。

だから、それをふやすとなったら、三井住友さんの、自分のところの利益っていうたらいかんですけど、その利益の中で捻出していくしか下請さんの金額ってふえないと思うんですよ。

ある程度の予備は見ておるでしょうけど、予備額まで目いっぱい出したら、その先は、もう自分とこの利益でしか出せんから、ここの答弁としては、このリニューアルの一部の今回の塗装工事に関しては、もうこの範囲の中でやるんで、そんなに上がらないかなと思うんですよ。

例えば、1円でも多く発注してほしいということで、藤田委員がそれで納得されておいて、随時報告してくださいということだったんですけど、比べようがないと思うんですよ。今、下請けの金額が大体じゃあ幾ら、地元の下請の金額は幾らぐらいなのかっていうところが、まだ不明確ですよ。

ところでございます。

今後、今回の塗装改修工事以外、トイレ棟、外壁改修工事、その他を計画しているところでございますので、その点を踏まえまして、地元企業への配慮等、今回の事業を遂行していきたいと思っておるところでございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかはよろしいですか。

古賀和仁委員

この間、塗装工事の説明の中で、デザインを何かちらっと言われたんですけど、これはもう既に決定しているのか、どうなのか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

5月の委員会でお示しした案から、再度、若干変わっているところでございまして、今、最終調整を寄附者であるC y g a m e sのほうと調整をしているところでございます。

契約着手に当たりまして、デザイン等が固まりましたら、ホームページ等で公表してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

この間の説明では、サガンカラーみたいなことを言われたんですけども、公共施設を1つの会社のカラーにするっていうことに対する考え方をちょっとお尋ねしたいんですけど。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

鳥栖スタジアム、これにつきましては、サガン鳥栖のホームスタジアムというところで、鳥栖市のシンボリックな意味合いもございます。

そういった形で、年間20万人を超える来場者等があって、非常に市民のシンボリックな部分を取り戻すというような形の中で、サガン鳥栖のチームカラーを取り入れたデザインということについては、我々発注者としても、そういう形での取り組みについて理解しているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

このことについては、寄附をいただいた会社からもそういうふうなお話があったということで、そういう形もいいかなと、私は、サガン鳥栖、別に、いろいろはないんですが、ただ、公共施設という本来の姿からすると、若干違和感があるかなという感じがします。

サガン鳥栖を応援するのは、大変すばらしいことで、サガン鳥栖のカラーでも私は構わないと思いますけれども、どうなのかなと。

それで、これからもこういう形をとっていかれるのか。サッカー場自体が一応、多目的なスタジアムということになっていますから、これからもそういう形でやっていかれるのかとかについては、その辺の考え方を。わかりますか。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

スタジアムにつきましては、今回、塗装改修工事ということでリニューアルを行ってまいりたいと考えております。

今後につきましても、いろんな設備等のふぐあい等もごございますけれども、安全安心に、それから、多くの方に来場していただくような快適なスタジアムになるように、計画的な改修等に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

成富牧男委員

1回で終わります。

ここで素朴な疑問を持ったんですけれども、チームカラーっていうのは、もう絶対変わらんのですか。普通、なかなか変わらんのですか。（「変わりません」と呼ぶ者あり）

そうせんと、もし……、変えさせんようにせないかんですね、せっかくきれいに、サガン鳥栖のカラーでしたスタジアムやったら。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

現在、サガン鳥栖でございますけれども、現在の運営会社のほうがサガン・ドリームスになってここ十数年ございますけれども、基本的に、ほかのチーム等もいますけれども、エンブレムとかは、若干変わりますけれども、チームカラーについては、基本的には変わっていないというふうに理解いたしております。

以上でございます。

成富牧男委員

しっかり、しかるべきとき、言える機会があつたら、言つとってください。こういうふうにつくりよっちゃけんねって。

終わります。

牧瀬昭子委員

利用者の方からの声で、障害のある方とかが通りにくかったりとか、移動手段とかで困ってあることとかっていうのを聞いたことがありまして、せっかくリニューアルということでありますので、お金も少し余裕があるのであれば、そのあたりも含めて、利用者の方の目線

に立って、ぜひ改修をしていただきたいなと思うんですけど、利用者の方の声を聞く機会っていうのは、いつかありますか、リニューアルに至って。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

実際、ゲーム等になると、興行主であるサガン鳥栖のほうに、いろんな形で利用者の声が上がっているかと思います。

それで、サガン鳥栖に利用者の方からお話があったようなことについては、市としても情報を共有して、対応できるところについては対応をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

牧瀬昭子委員

ぜひ、そのあたりも含めて、リニューアルに際して、使いやすいようにしていただきたいなと思いますので、お願いいたします。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか、ほかは。

〔発言する者なし〕

では、質疑を終わります。



報告第2号 繰越明許費繰越計算書について

中川原豊志委員長

次に、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

執行部の報告をお願いいたします。

古賀達也健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長

お手元のタブレットの5番の議案の20ページをお願いいたします。

下から2段目でございますけれども、款10教育費、項5保健体育費のスタジアムネーミングライツ企業特典事業324万円につきましては、契約先でございます、ネーミングライツの締結先でございますベストアメニティ株式会社、それから、今回の契約を締結しております株式会社サガン・ドリームスとの企業特典内容が、協議した結果、委託期間を平成30年2月から本年の11月までといたしまして、バックスタンドの中央部分に横断幕を2枚掲出を行うこ

議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

中川原豊志委員長

これより、市民環境部関係議案の審査を行います。

市民環境部関係議案は、議案乙第15号、議案甲第13号、議案甲第14号、議案甲第17号、議案甲第18号の5議案でございます。

それでは、議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

ただ今議案となりました議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）の市民環境部のうち、環境対策課関係分につきまして御説明をいたします。

委員会補正予算説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、歳入についてでございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目3衛生費国庫補助金、節2清掃費国庫補助金及び1つ置きまして、款22市債、項1市債、目2衛生債、節1清掃債と並びまして、3ページの歳出でございますけれども、下段の分になります、款4衛生費、項3清掃費、目3し尿処理費、節13委託料につきましては、いずれもし尿等下水道投入施設整備事業に関する補正でございます、詳細につきまして7ページ以降の資料により説明をさせていただきます。

まず、7ページをごらんいただきますようお願いいたします。

中川原豊志委員長

いいですか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

今回の補正の理由及び内容といたしましては、社会資本整備総合交付金交付要綱がことし3月30日付で改正されまして、4月1日施行されたことによりますことと、交付金の内示に伴う補正でございます。

今回計画しておりますし尿等投入施設整備につきましては、要綱改正前までは、汚水処理施設共同整備事業、いわゆるミックス事業という補助制度を活用して建設するように予定をしておりました。

この制度では、下水道事業会計により整備する補助率が高い基幹事業と、もう一つ、一般会計により整備する補助率が低い効果促進事業に補助対象が分かれておりまして、今回の施設の大部分は、効果促進事業に該当することで、当初見込んでおりました全体事業費7億

6,000万円余りのうち、実際は1億1,300万円余りが交付金として補助されることとなっております。

それが、今回の要綱の改正によりまして、新たに下水道広域化総合推進事業という補助制度ができて、今回、し尿等投入施設につきましては、外構など一部を除き、施設のほとんどが2分の1と高い補助率の基幹事業に位置づけられることとなったために、今回、当初予算で計上しておりました事業費を、一般会計から下水道事業会計に組み替えるものでございます。

続きまして、今申しあげました要綱改正に係るイメージ図を掲載しております。

イメージ図の中の黒の点線で囲んだ部分でございますけれども、受入室から沈砂槽、受入槽、破碎ポンプ、し渣分離脱水機、し渣運搬装置が改正前の効果促進事業に位置づけられておったと。

それと、青い点線で囲んだ部分――下の部分ですね、流量調整槽というのがございますけれども、その部分が基幹事業として位置づけられることになったものでございます。

それが、今回の改正で、青い実線全部含めた部分でございますけれども、この部分全てが基幹事業というものに位置づけられることになったものでございます。施設自体の内容に変更が生じるものではなく、補助の範囲が拡大したものと御理解いただければと思います。

それでは、続きまして9ページをお願いいたします。

予算で申し上げますと、当初予算では効果促進事業部分の事業費といたしまして、本年度2億3,800万円を事業費として見込んでおりました。

そのうち、国庫補助金が2,800万円を見込んでおまして、下水道事業の基幹事業部分につきましては、事業費といたしました2,730万円、うち、国庫補助金が1,365万円を見込んでおりました。

また、平成31年度の事業費分といたしまして、4億6,900万円の債務負担行為の設定をさせていただきます。

それを今回の6月補正では一般会計分といたしまして、歳入につきましては、全額を減額補正しますとともに、歳出につきましては、下水道事業団への設計の一部見直しに伴う委託分800万円を除く2億3,000万円の減額補正をお願いしております。

これとあわせまして、資料4ページに記載しておりますけれども、平成31年度の債務負担行為4億6,900万円につきましても廃止をお願いしております。

最後に、これに伴います下水道事業会計につきましては、今回補正予算では、ほかの工事と一括して2,724万円の減額補正となっております。

その部分につきましては、こちらのほうに記載しておりましたけれども、この各工事の内訳

が表に記載しておりますとおりでございまして、9ページの一番下になります、下水道事業会計という部分でございます。

この部分につきまして、工事の内訳がありますけれども、全体としてが2,724万円の減額ということでございます。

それで、2段目の事業がし尿等受入施設整備事業というものを記載させております。これにつきましては、1億5,800万円を増額補正し、補正後の額といたしましては、1億8,530万円を計上しておるということになっております。

なお、一般会計の減額補正の額と異なり、2億3,800万円ということ減額しておりますけれども、今回、その額と異なるという部分につきましては、新たな補助制度での国への申請手続を現在行っている状況でございまして、交付決定後の工事着手になりますことから、年度当初に予定しておりました工事出来高が減るということで、減額と、若干金額違うということになっております。

また、その分につきましては、来年度事業分と合わせまして、来年度下水道事業会計により予算計上されるものと考えております。

以上、環境対策課分の歳入、歳出補正予算についての御説明を終わらせていただきます。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

それでは、市民協働推進課関係の説明をいたします。

資料の2ページのほうにお戻りください。

款21諸収入、項6雑入、目4雑入、節4雑入のコミュニティ助成金につきましては、宝くじの普及広報事業として、一般財団法人自治総合センターが行っておりますコミュニティ助成事業に、今回、田代外町のコミュニティ活動に要する備品の整備事業が助成決定を受けましたので、助成額230万円を計上しているものでございます。

事業概要につきましては、歳出のほうで御説明いたします。

続いて、歳出について説明いたします。

款2総務費、項1総務管理費、目11まちづくり推進センター費、節19負担金、補助及び交付金のうち、コミュニティ事業補助金230万円につきましては、歳入のほうで御説明いたしましたように、田代外町がコミュニティ活動に使用する備品等の整備をされる事業に対しまして、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、助成するものでございます。

事業の概要につきましては、資料5ページのほうをごらんください。

今回、田代外町では、コミュニティ助成事業を活用し、夏祭りや長崎街道まつりなどで使用いたします紅白幕やのぼり旗、和太鼓などのほか、町の各種活動に必要な机や椅子、音響

設備、さらに、地域住民が町の行事や活動に関心を持ち、参加を促すために、広報用の掲示板などの整備を予定されております。

再度、3ページのほうにお戻りください。

続いて、その下の公民館類似施設整備補助金につきましては、鳥栖市公民館類似施設に対する補助金交付規則に基づき、町区の公民館の新築または増築及び改修に対しまして経費の一部を補助するものでございます。

今回、補正予算としてお願いしておりますのは、東町公民館の新築工事に対する補助金500万円でございます。

こちら、事業概要につきましては、資料の6ページをお願いいたします。

現在の東町公民館につきましては、建築後50年が経過しており、老朽化が見られることから、建てかえを計画されたものでございます。

新築される予定の建物は、鉄骨造平屋建て、延べ床面積169.91平米となっております、そちらの事業費の一部を補助することとしております。

なお、新築の場合の補助率は10分の3、限度額が500万円となっておりますので、今回は限度額500万円の補助を予定いたしております。

以上で、議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）、市民環境部関係の説明を終わります。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

執行部の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

藤田昌隆委員

主要事項説明書の5ページやけど、コミュニティ事業補助金の交付で、補助対象事業の概要ちゅうことで、田代外町区の祭り、長崎街道まつり等の行事で使用するものということで、田代外町の夏祭りに補助金が出るとということやね、これ。

田代外町区夏祭り、長崎街道まつり等の行事で使用するものということで、今、出されていますけど、例えば、弥生が丘も夏祭りをやっています、柚比町も夏祭りをやっています。そういう中で、夏祭りに対しての市から補助金ちゅうのは、いろんな地区に出しているわけ。ちょっとその辺を教えてください。

佐藤敦美市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長

御質問の夏祭りは、各町区でされておりますけれども、その夏祭りをすること自体に補助金を出しているものではないです。

今回のコミュニティ助成金につきましては、夏祭りやその他さまざまな、その町のコミュニティ活動、いろんな地域活動に必要な備品を整備するという取り組みに対しての補助ということでございます。

藤田昌隆委員

わかりました。

今の答弁では、夏祭り自体に関して出しているものじゃないということだったら、例えば、ほかの地区が、この町区夏祭りっていうのをに入れてあったら……、入れてありますよね、実際に、お手元の文書の中に。ね、予算書に書いてあるでしょう、夏祭りっち。

これは、私、長崎街道まつりだけへの補助金だったら、別に何も思わないんですが、これ田代外町区の夏祭りにも含むと書いてあるじゃないですか、それはおかしいじゃないと。

今、各町区の夏祭りに対して補助金を出していないならね、ここは省くべきじゃないとっち。田代外町区夏祭りは、要らん文章じゃないですか。長崎街道まつり等やったらいい。各地区の祭りに対して、補助金を出してなかったら、ここは削除すべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

このコミュニティ助成につきましては、一般財団法人自治総合センターのほうで、宝くじの収益事業の地域への還元というところで制度が設けられておりまして、このコミュニティ助成事業につきましては、いわゆるその地域の、こういうお祭りであるとか、そういった行事とかコミュニティの、公民館のいろんな備品、そういったものを幅広く対象として助成をされております。

それで、今回、鳥栖市では、田代外町のお祭りに使う備品であるとか、公民館の備品が対象になっておりまして、ほかの市町のほうでも、それぞれでお祭りに使う備品が今回コミュニティ助成の対象となっておりますので、もともとの一般財団法人自治総合センターが行う事業のメニュー、それに従って市のほうが助成金を自治総合センターのほうから受けて、それぞれの自治会に補助金として交付をさせていただいているというふうな事業になっております。

藤田昌隆委員

いやいや、私が言っているのは、ほんじゃあ、たまたまことしはこういう補助金というか補助メニューの中に夏祭りとかが入っているから、だから入れましたと。

しかし、普通は、今まではずっとやってきていません、来年はないかもしれませんということですか。

中川原豊志委員長

ちょっと休憩しましょうか。（「いやいや、ちょっと休憩せんでいいっち」と呼ぶ者あり）
わかりやすく、もう一回説明ば。
休憩します。

午前11時42分休憩



午前11時48分開議

中川原豊志委員長

再開します。

改めて制度の説明をお願いします。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

このコミュニティ助成につきましては、一般財団法人自治総合センターの宝くじの収益を地元に還元する事業として自治総合センターのほうで実施をされている事業でございます。

それで、この事業につきましては、平成30年度事業の経過で申しますと、平成29年8月下旬に自治総合センターのほうから募集の通知が各県、それから、市町のほうに届いておりますので、すぐに各自治会区長さんのほうに、こういうコミュニティ制度の募集が行われておりますということで、総合政策課のほうを担当にはなりますけれども、そこで周知を、全自治会のほうに諮らせていただいております。

9月末を期限として、希望をされるところにつきましては、申請を鳥栖市のほうにまずは上げていただいているというところになっております。

鳥栖市のほうで市内の分を取りまとめさせていただきまして、佐賀県のほうに送付をして、最終的に、ことしの3月の末に採択の事業について通知があつているところでございます。

それで、その採択の通知に伴って、今回、市民協働推進課で担当をしております田代外町のお祭りとか、コミュニティー活動の備品に対する整備の補助金を、今回、補正で計上をさせていただいているところでございます。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか、内容的には。

古賀和仁委員

ちょっとお尋ねしますが、今、制度の説明があったんですが、これによって、県内でどのくらいの額があって、鳥栖市にどのくらいの額があるのかをまず。

それと、どの部分を対象とされるのか。

この間、私が聞いているのは、備品もですけれども、公民館の本館についてもあるんじゃないかという。

それで、その金額が、かなり、市の出す補助金以上に出るということで、若干違和感があるんですが、その辺の説明をお願いします。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

まず、平成30年度のコミュニティ助成の佐賀県内での採択の状況でございますけれども、平成30年度については、全体で20件が採択というところになっております。

そのうち、鳥栖市におきましては、2件の事業が採択を受けているところでございまして、今回、こちらの市民協働推進課のほうで提案させていただいております田代外町の分と、あとは商工振興課が所管になりますが、秋葉町の山笠の山車の整備の分が採択を受けているところなんです。

それで、田代外町については、助成金の額が230万円、秋葉町の助成金の額については、170万円が採択を受けているというところでございます。

それから、公民館の整備に関する、このコミュニティ事業での取り扱いということでございますけれども、いわゆる自治会の公民館の新築であるとか、大規模修繕とかもコミュニティセンター事業ということで補助金メニューがございまして、これについては、対象となる事業費の5分の3を対象として、上限額1,500万円がコミュニティ助成の金額ということになっているところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

コミュニティ事業ということで、それぞれ宝くじの収益金でやられているということですが、今度の予算は備品の部分ということで、過去においては、公民館についてもあったと。

事業費の公民館の5分の3っていうと、かなりの金額で、市の条例による補助金というのは、最高限度額500万円ってなっているんですよ。

そうすると、同じように建てて、たまたま当たったのかもしれないですけど、——宝くじで言うと、当たるか当たらないかですけれども——当たれば、例えば、3,000万円建てても、そのうちの5分の3っちゃうと、かなりの金額になりますし、これはちょっと、当たらんやっった場合は、若干不公平感があるのかなあと。同じ公民館を建てるにしても。

私が何でもこういう質問をしているかと申しますと、今の公民館の限度額の500万円は安いんじゃないかと。もう少し限度額を上げるべきじゃないかという、その点からちょっと質問させていただいているんですけれども。

今の時代、3,000万円以上、どうかすると5,000万円ぐらいかかる場合もあるし。

それで、公民館自体が、やはり地域の防災拠点でもあるし、コミュニティーの拠点でもありますから、そこに対する補助っていうのは、もう少しやるべきじゃないかということ、この部分についてどういうふうに考えられるのか。

もう上限は決まっているから、それまでよと、いや、やっぱり、もう少し応援すべきじゃないかというものがあるのかどうか、その辺、改めてお尋ねします。

橋本有功市民環境部長

古賀委員がおっしゃった県の補助額と、市が持っております今回の500万円がございましてけれども、補助額の差につきましては、御指摘のとおり、申請して通れば、その額が入ってくるという形になりますので、非常に、申請する側からすれば、ちょっと気持ち的にどうなのかという部分はあるものと市としても認識をいたしております。

ただ、これまでの経過もございまして、今までもそういった形で実施しておりますので、現状の町区の公民館の位置づけとか、先ほどおっしゃった避難所的なところもございまして、そういうのも含めて、どういった位置づけで今後考えていくのかというのは、非常に大切な部分だろうと思っておりますが、現状ではまだ、その金額について、引き上げるとか、そういうところを検討している状況でございませぬ。

以上でございます。

古賀和仁委員

公民館自体の、地域での存在ですたいね。これについては、十分認識されておられると思われらるんではないかと。ぜひ、その辺を考えていただいて、検討していただきたいと。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

これから、地域が元気になることが、鳥栖市が元気になるということですから。町々の公民館もその一環であるんですから、ぜひ、その辺はしっかり考えて、これから部内でも、将来には検討していただきたいと思っております。要望です。

成富牧男委員

今回の分は、平成29年8月ぐらいに募集があったということだったと思っておりますけど、それで、そもそも、その当時に手が挙がったのは何件だったのか。

それから、その手が挙がった分を、基本的にはもうそのまま、よっぽど該当していない記述とか申請内容がない限りは、優先順位とかは決めんで、そのまま県に上げられるわけです

か、市としては。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

平成30年度のコミュニティ助成事業につきましては、田代外町が該当しています一般コミュニティ事業につきましては、全体で6件、今回、応募を出していただいているところがございます。

それにつきまして、内容については聞き取りをしながら、こういった形で申請をされるの
かっていうのは、聞き取りをして、申請書等の整備を行うということにしておりまして、それを県のほうに送付をさせていただいているというところがございます。

以上でございます。

成富牧男委員

今の話ですけれども、少なくとも、はなからはねられるような内容にはならんで、そういう意味では、そのままちゃんと市がかんで上がっていくわけですね。

そうしたら、だめな場合は、だめな理由が何かちゃんと付して出てくるんですか、県のほうからは。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

自治総合センターのほうからは、審査の結果が送られてくることにつきましては、採択をされた事業のみ、通知があるのみになっております。

以上です。

成富牧男委員

そこら辺はちょっと改善の余地がありますよね、税金で、最初に言ったごと、それぞれ平等、不平等があります。

それから、もう一点だけですけど、これ、毎年8月ぐらいに募集されているようですよね。これって来年度、いつまで続くかわからんで、非常に不安定な制度なんですか。

もしそうじゃなかったら、もうちょっと早めに募集をするような、最終的に募集をかけるのは8月にしても、来年度の分、例えばもう、現在で、平成31年度の分を募集するとか。そういうこととかは、考えられんとですか。

やっぱりこの制度が不安定なんですか。いつ終わるかわからんということでしょうか。何かもう少し工夫があったらいいかなと。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

制度の今後の計画につきましては、済みません、私のほうで把握をしてないところではございますけれども、この自治総合センターのほうで毎年、募集要項、実施要綱というのを定められておりまして、それが定まった時点で、すぐ自治総合センターのほうから、県を通し

まして、各市町のほうに募集要項の決定の案内と募集の開始の案内が来ますので、それに基づいて、8月末ないしは9月の頭から、各鳥栖市内の自治会、地域のほうにお知らせをしているところでございます。

以上です。

成富牧男委員

最後です。

要は、結果は同じかもしれんけど、実施要綱は毎年出てくるから、建前的には今のようないやり方じゃないといかんということですけども、落ちたところは優先順位が上がるとか、そういうのはないんですか。市営住宅なんかは、そんな……。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

どういった審査の項目が、どういった形で行われているのかについては、すいません、こちらのほうでは、ちょっと把握をしてないので、そこについては、ちょっとお答えをしかねるところでございます。

以上です。（「いいです」と呼ぶ者あり）

藤田昌隆委員

ほんじゃ、去年出た申請書類を後で見に行きますので、用意をしておいてください。申請分、例えば、さっき6件ありましたちゅうやつ、控えをぜひ一回見せてください。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

市民協働推進課で6件全てを受け付けてはおりませんので、そのうち担当している分だけは市民協働推進課のほうで保存をしておりますので、その分については大丈夫です。

牧瀬昭子委員

市民の方から、公民館をやりかえてほしいって言って、ガスが出ないとか、お湯が出らんとかっていう話を聞いて、えらいぼろくなつとるけん、何とかならんやろうかって言われて、先ほどおっしゃっていた1,500万円が上限のとかっていうのを、こんなすごいのがあって。

この情報っていうのは、区長さんたちはみんな御存じなんですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

では、募集があっていることも、もちろん皆さんに伝えてあるんですよ。

犬丸章宏市民協働推進課長補佐兼地域づくり係長

各自治会のほうで管理をされています公民館につきましては、今回のコミュニティ助成の制度とあわせまして、鳥栖市のほうで運営をしております類似施設整備補助金の2つの制度がございますので、それについては、区長会等におじゃまをいたしまして、説明はいたしているところではございます。

以上です。

議案甲第13号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例

中川原豊志委員長

次に、議案甲第13号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

青木博美税務課長

それでは、議題となりました議案甲第13号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

厚生常任委員会参考資料の2ページをお願いします。

今回の改正は、地方税法の一部が改正されたことに伴う条例の改正でございます。

改正の主な内容としましては、固定資産税の特例措置の一部改正、固定資産税及び都市計画税の減額に関するものでございます。

固定資産税の特例の一部改正としまして3点ございます。これは、汚水処理施設や再生可能エネルギー発電設備などを新規に導入された場合に、固定資産税を軽減するものでございます。

まず、第1点が①水質汚濁防止法に規定する汚水または排水の処理施設の課税標準に乗じる割合の改正でございます。これは、特例の対象となる施設の取得期間を2年間延長し、課税標準に乗じる割合を3分の1から2分の1に改正するものでございます。

次に②再生可能エネルギー発電設備の課税標準に準じる割合の改正でございます。これは、特例の対象となる施設の取得期間を2年間延長し、設備の規模による分類を5区分から10区分に細分化して、固定資産税の軽減の期間は、最初の課税の年度から3年度分でございます。

3点目は、③中小事業者等が生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備導入計画に従って取得した設備の課税標準に乗じる割合の設定でございます。これは、生産性向上特別措置法に基づき、市が策定する導入促進基本計画に沿って、中小企業が策定するセンター設備等導入計画に基づき導入された設備に対する固定資産税の課税標準をゼロとするものです。

この課税標準につきましては、地方税法において、課税標準に乗じる割合を市条例により、0以上、2分の1の範囲内で定めることとされております。

今後、国が実施する中小企業を対象としたものづくり・商業・サービス補助金等の補助事業の採択において、課税標準に乗じる割合をゼロとすることが加点要件となっていることから、課税標準をゼロとするものです。

次に、固定資産税及び都市計画税の減額に関するものでございます。これは、劇場、演芸

場、公会堂などを、主に高齢者、障害者等の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕または模様替えを行ったものについて、固定資産税の軽減を行うものでございます。

対象の期間は、平成30年度と31年度に施工されたものについて、それぞれ2年度分の固定資産税を軽減するものです。

なお、この条例案の中で、中小企業が労働生産性向上のために取得した機械設備等の固定資産税の特例措置の施行日は、平成30年6月中旬以降に予定されておりました生産性向上特別措置法の施行の日としておりましたが、平成30年6月6日とする政令が平成30年6月5日に公布されましたため、施行日を条例公布の日に訂正させていただいたところでございます。

以上です。

中川原豊志委員長

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

どなたか御質問ございますか。

成富牧男委員

ちょっとこれ、本当に質問ですけど、さっき最後にも言われた中小企業者等が生産性向上特別措置法に規定する云々というような場合については、ゼロとするっていうことですけど、これもう少し、例えばっていう例を挙げて、そして、鳥栖市でもそれに該当するようなやつが既にあるのか。今から何か、そういう計画みたいなのがあるのか。わかれば教えてください。

最初のほうの例えばっていうところは、お答えいただきたいと思います。

以上です。

豊増秀文税務課長補佐兼固定資産税係長

今回、生産性向上特別措置法ということで、6月6日から施行されまして、これに基づきます実績、導入計画については、まだあっておりません。

以上でございます。

成富牧男委員

質問は、例えばこういうやつとか、既に、全国の例でもいいですけど、何かイメージしたんですけど、そういうのがないでしょうかという意味です。

橋本有功市民環境部長

今回の生産性向上特別措置法に関しましては、ものづくり補助金についてが、今回、うちの税条例のほうでゼロとすることによって、その要件に該当していると。

それで、ものづくり補助金の中に4つございまして、ものづくりサービス補助金につきま

しては、まず、当該中小企業が、ロボット導入など生産性の大幅な向上を図る設備投資を行う場合。

それから、小規模事業者持続化補助金が2つ目でございます、これにつきましては、商工会議所等と経営計画を作成し、販路開拓等の取り組みを行う場合。

それから、サポートリング補助金と申しまして、戦略的基盤技術高度化支援事業がございます。これにつきましては、中小企業が大学等と連携して行う研究開発、試作品開発、販路開拓等についてが対象となります。

最後の4つ目といたしまして、IT導入補助金ということで、当該中小企業がITの導入によって、業務の効率化、売上向上を図る場合ということで、このような場合も設備投資等にかかわる部分に対しての補助金が、国から交付されると。

ですから、市内の場合も、こういう設備を、今回、新たに導入するという場合については、今回、税条例を変えることによって、対象となってくるというふうに考えております。

成富牧男委員

すいません、ちょっとわからんごとなつて、補助金と、税負担が軽くなるっていう話がちょっとわからんやっただすけど。補助金って言った、さっき。

橋本有功市民環境部長

今回、税条例を変える前提といたしまして、中小企業が所有いたします設備の老朽化が進んでおるという中で、そういう老朽化する設備を、新たに設備投資する生産工場の、それが足かせとなって、資金投入ができない状況が続いておりますので、そういう中小企業に対しても、生産向上を図るための設備投資に対して、先ほど申し上げた内容の設備投資については、補助を出しますと。

その前提として、地方のほうでも、そういう中小企業が設備を投資した場合については、その中の減価償却なりの税金について、減額し、ゼロにするというところとリンクしてやるということでございます。

成富牧男委員

そんならちょっと、これでいいのかっていうのを。簡単に言うと、国は、補助金を出しますと、市は、そういう補助金でやる事業に係る固定資産税の軽減をやりますということですか。

橋本有功市民環境部長

基本的には、そういう形になっておりまして、現行制度も、来年の3月31日までの部分といたしまして、生産性が1%向上する設備については、地方税を2分の1にするというものが現にあったと。

いうことで上げさせていただいております。

協議の具体的内容といたしましては、佐賀県東部環境施設組合が佐賀県市町総合事務組合に加入するという、もう一つが、共同事務処理といたしまして、組合議員が今回、市町総合事務組合が行っております共同事務でもあります議会の議員、その他非常勤の地方公務員に係る公務上の災害及び通勤による災害に対する補償に関する事務というものをやっております、それについて、佐賀県東部環境施設組合が加入するというところで考えておるところでございます。

これにつきましては、知事の許可があった日ということで、施行日になっておりますけれども、一応、今の予定では、加入が8月1日を予定しておるところでございます。

それで、資料の7ページは、今回の改正ということになっております。7ページにつきましては、加入ということで、現在、構成団体数が44団体でございます。10市、10町、22一部事務組合、2広域連合ということで44団体でございますけれども、今回、佐賀県東部環境施設組合が入ることによりまして、45団体、23一部事務組合というふうになるということでございます。

あと1つが、共同事務処理につきましては、これは、8ページでございますけれども、現在40団体、6市、10町、22一部事務組合、2広域連合というところで、共同事務処理しておりますけれども、それが今回、加入することによりまして、41団体、これにつきましても23一部事務組合に1事務組合ふえるというようなことで、今回、議会の議決を求めるものがございます。

以上でございます。

中川原豊志委員長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

ございませんか。

成富牧男委員

すいません、ちょっと、ばかのごたること聞くかもしれんけど、例えば7ページ、1番、現行と改正案のところで、佐賀県東部の前に神崎市・吉野ヶ里町が入っていますよね。

そこは、現行と改正案のところは、全く同じやけど、これ、改正案についても線が引っ張ってある。これはどういう意味ですか。通常と何かちょっと違うごたる。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

これにつきましては、このつくりといたしまして、ここの神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合で終わっていたものが、末尾に神崎市・吉野ヶ里町葬祭組合、それで佐賀県東部環境施設組合になったという表記の仕方が一応こういうふうな様式で記載をするというふうなことになっ

ておるようでございます。

以上です。

成富牧男委員

神崎市から頭が始まって、施設組合までがずっと続いとるっちゅうことですか。そうじゃないっचारろう。ちょっとわからん。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

新旧対照表の記載をつくる場合に、こうしたことで末尾が変わるという意味での下線、追加されるという意味での、こういう記載の仕方をしておると。「(そういう約束事なんですね)と呼ぶ者あり)

そうです。

以上です。(「わかりました」と呼ぶ者あり)

中川原豊志委員長

ほか、よろしいですか。

[発言する者なし]

ちょっと、私からよかですか。

この前も話ばしたとばってん、もともとそういう佐賀県市町総合事務組合の所管として、今回、環境対策課のほうで説明ばされとるとばってんが、環境対策課のほうからこの条例案ば出すというのは、どうなのかなと。

これ、もともと事務組合を所管するところが出すところじゃないのかなとちょっと思うんですけど、その辺の見解はどがんですか。

橋本有功市民環境部長

各組合設立の際に、こういう形で市町総合事務組合に入りまして、共同処理をする必要がある部分について加入するという形をとっております。

今回は、御承知のとおり、東部環境施設組合ということで、環境対策課所管の組合でもございますし、そこから職員の派遣をしておるということもございまして、うちのほうで御説明申し上げましたけれども、うちのほうで、もう一つ西部環境施設組合も所管としてございます。

そういった経緯から、今回、厚生常任委員会のほうで御審査をいただいておりますというふうに理解をいたしております。

鳥栖市として加入しているそのほかの組合といたしましては、ここにもございますように、鳥栖地区広域市町村圏組合の介護保険課になりますけれども、ここはもう大分以前から加入しておりますので、多分、当時は当該所管課から説明をしたかとは思いますが。

ですから、そういう関係性から市民環境部環境対策課のほうで御説明申し上げたと、条例案を出させていただいたというふうに認識をいたしております。

中川原豊志委員長

要はそもそもその組合を所管する、担当のところが出すのかなというふうに思うけんが、組合が入ったけんがとか、そういうところが一々条例を出すのはちょっと違うのかなとちょっと認識ばしたもんやけんが、質問させてもらいましたので、今後また、どこかで整理できたら、お願いします。

よかですか。

ほか、ございますか。

牧瀬昭子委員

基本的なことを教えていただきたいんですけど、この組合に入らなかったらどうなるのかっていうことと、あと、その加入費とかっていうのがかかるのかっていうのを知りたいんですが。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

当然、組合に入らなければ、それぞれの一部事務組合でその事務を負うということでございます。

ただ、効率が悪いと、同じことをそれぞれのところですると、効率的ではないというようなことで、一緒にやりましょうということになっていると思います。

だから、これにつきましては、小規模な団体については、一応入られたりとかしておりますけれども、例えば、退職手当支給であったりとか、議員報酬だったりとか、消防団員の公務災害補償であったりとか、そういう事務があります。

それで、それぞれに入りたいと思われる団体が加入をされておるということでございまして、若干、構成市町については変わっておるということでございます。

それともう一つ、加入金につきましては、その人数とかによりまして負担金というのが変わってくると思います。

それぞれの負担金によって、その事務を市町総合事務組合のほうを負っておるということでございまして、今回、佐賀県東部環境施設組合につきましては、議員16名の分の負担金ということで、東部環境施設組合のほうで予算化いたしまして、市町総合事務組合のほうに負担金を支払うというような形で、事務を負っていただくというような形になっております。

以上です。

中川原豊志委員長

いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、質疑を終わります。



議案甲第17号 専決処分事項の承認について

中川原豊志委員長

次に、議案甲第17号 専決処分事項の承認についてを議題といたします。

説明をお願いします。

青木博美税務課長

それでは、議案甲第17号 専決処分事項の承認について、説明をさせていただきます。

参考資料の6ページをお願いいたします。

今回の専決処分は、鳥栖市税条例の一部を改正する条例でございます。

改正の理由といたしまして、3月28日の国会において、地方税法等の一部を改正する法律が成立し、3月31日に公布されました。

改正された法律のうち、施行日が4月1日のものについて、議会に諮るいとまがないため、3月31日に専決処分をさせていただいたものでございます。

改正の主な内容としましては、法人市民税と固定資産税、都市計画税に関するものでございます。

法人市民税につきましては、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の計算期間について、除外する期間を定めるものでございます。

確定申告書の提出期限を延長した法人が、申告した後に減額更正され、その後に増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされたその間については、延滞金は発生しないことを規定するものでございます。

固定資産税関係につきましては、固定資産税及び都市計画税の土地に係る価格の特例と、税負担の調整措置を3年間延長するものでございます。

固定資産税は、土地や家屋の資産の価格に対し課税されるものですが、その価格は3年ごとに見直し、その間は据え置くこととなっております。

しかし、毎年、地価下落が進み、次の評価替えまで価格を据え置くことが固定資産税の課税上著しく均衡を失することとなったため、平成9年に評価替え年以外でも、地価が下落し

た場合には、土地の価格を修正することができる特例が創設されたものでございます。

また、負担調整措置につきましては、評価替えによる価格の上昇に伴う税負担の急増を緩和するための措置でございます。

以上でございます

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この議案につきましては、さきの4月に専決処分の報告ということで、委員会のときに説明を受けた部分でございます。

改めて御質問等ございましたら、お受けいたします。

古賀和仁委員

今のところ、土地に係る価格の特例って出てきたんですが、3年間するってあるんですけど、これ、毎年評価を変えよるといふふうに考えていいのか、どうなんですか。

青木博美税務課長

固定資産の評価の見直しは、3年ごとに行っております。そこで改定をいたしますが、地価の下落分につきましては一応、毎年調査を行って、下落については毎年評価を変えていくということを行っております。

それで、これはもう、ずっと以前からやっております、この法律上の期限が3年ごとに延長されておりますので、市の条例においても今回、3年間延長するというところでございます。

古賀和仁委員

それで、鳥栖市の現状としてどうなんですか。これ、何%とかって書いてあるけど、現状として、かなりの分が下がっているのか、もう現状のままか、上がっているのか。その辺、どうなんですか。

青木博美税務課長

中心部で一部上がっているところありますが、全体的にはまだ下がり傾向があります。

中川原豊志委員長

いいですか。

古賀和仁委員

住宅地と商業地と載せてあって、それぞれパーセント違うんですけど、これは、何か理由があるわけですか。

中川原豊志委員長

もう一度。

古賀和仁委員

課税標準額がそれぞれあるんですけれども、それぞれ、100%、70%とかって、ちょっと書いてある意味がよくわからないんですけど、もう少し詳しく説明できますか。

青木博美税務課長

住宅地等は100%となっておりますが、100%以上の価格に評価されれば、一応100%、そのままの金額っていうことになります。

それと、商業地等につきましては、前年度に比べて70%の評価であれば、今年度の評価額の70%引き下げということで、税額としては、商業地等については、若干緩和をするというようなことで、この数字が出ております。

古賀和仁委員

鳥栖市内で70%下がるとか、20%以上下がるとかちゅうのは、どうなんですか、この辺。

大体、全国的には下がっていますが、鳥栖市は若干上がっているところもあるし、これによって課税が、対象がどのくらい増減するのか。その辺の見通しっていうのは、あるんですか。当然、下がるということであれば。

わかりますか。もうわからんやったら、よかです。（「それは、言わないかんよね」と呼ぶ者あり）（「えらい他人には厳しいやん」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

ちょっと、休憩します。

午後 1 時37分休憩



午後 1 時39分開議

中川原豊志委員長

再開します。

豊増秀文税務課長補佐兼固定資産税係長

資料7ページのほうにございますので、資料をごらんください。

ここに、住宅用地、商業用地、農地について、それぞれ各項目を出しているところがございます。

ここで、住宅用地でございますけれども、一番上の100%以上というのにつきましては、面

を加算しておりましたが、改正によりまして、世帯人員に乗じる額を27万5,000円に引き上げるものでございます。

また、2割軽減の判定におきましては、これまで33万円と、49万円に世帯人員を乗じた額を加算しておりましたが、改正により世帯人員に乗じる額を50万円に引き上げるものでございます。

このことによりまして、5割、2割軽減の上限判定所得が引き上げられ、世帯の所得がそれぞれの軽減判定所得以下であれば、医療費給付費分、後期支援分、介護納付金おのおのの均等割分と平等割分が軽減されるものでございます。

また、条例改正の施行日は平成30年4月1日でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この件につきましても、さきの4月の委員会時に一度説明を受けた部分ですよね。

改めて質問ございましたら、お受けいたします。

成富牧男委員

それでは、まず、そもそもの話。

この委員会でも、この専決はいかなものかっていう議論は、一定、やっていたけれども、改めてちょっとお尋ねしたいのは、賦課限度額についてですけれども、この賦課限度額について、先ほど、改正の理由は、地方税法施行令が改正されたのでっていうことですが、地方税法から言うと、必ずしもそれに合わせて、限度額を合わせないかんという話じゃないんじゃないかと思えますけど、そこのところはどうですか。

古賀友子国保年金課長

成富委員がおっしゃられるとおり、政令で定められております賦課限度額につきましては、上限額でございまして、実際には各市町村が上限額以内で条例を定めることとなっております。

各市町村が引き上げ幅や引き上げ時期を判断することは可能ではございますが、国民健康保険税の賦課期日が4月1日となっておりますので、4月1日の段階で条例を改正しておかないと、1年間新しい賦課限度額を適用できなくなってしまう。

また、佐賀県では、平成30年度から適用されました佐賀県国民健康保険運営方針に、賦課限度額については、県内全市町が地方税法施行令の基準を採用していることから、地方税法施行令の基準とすると明記されております。

このようなことから、今回、専決処分とさせていただきますところでございます。

成富牧男委員

地方税法上は、別に3月31日に改正されたからせないかんということでないけど、今の話ですと、県内一本になったということで、その中で、全部基準額にしようやということになったちゅうことやったですか。

古賀友子国保年金課長

もともと、県内の全市町は、この地方税法に合わせました基準となっておりましたけれども、それを平成30年度から都道府県化されたということで、運営方針の中に明文化されたということになっております。

成富牧男委員

その運営方針の中にそういうふうに定められているので、いかんともしがたいということだと思いますが、そういうのが前提であるなら、わかりました。

それなりに理解はしますけれども、結局、さっきのお話ですと、1年間おくれるからって、極端に言うと1年おくれてもいいわけですね。それがいいかどうかって、本来は委員会で決めるわけですからね。

だから、ちょっとそこんところは、今後も、運営方針でそうなっておれば、その運営方針自身についても疑義があるなというふうに申し上げておきます。

それで、じゃあ具体的に2点だけいいですか。

今回の限度額の引き上げで影響を受ける世帯数、それは全体の何%ぐらいか。世帯数と、全体の何%に当たるのかと。このことで、限度額が引き上がるわけですから、それによる市の増収分が幾らになるのか、これが1点目。

2点目は、これも大体いつもお尋ねしているやつですけれども、医療給付分が最高限度額に到達する所得額、これは、単身世帯、2人世帯、3人世帯、4人世帯で幾らか。わかりますか、それ、出せますか。

今のは2点目、それから、さっきのも、新しい資料があれば別ですけど、いわゆる標準税率を使っていないところが全国でどれぐらいの割合があるのかもあわせて。

以上です。

古賀友子国保年金課長

まず、今回の限度額引き上げによりまして影響を受ける世帯数ですけれども、平成29年度の賦課状況で申し上げますと、今回の賦課限度額改定によりまして、全世帯数8,508世帯のうち286世帯への影響が見込まれまして、全体の3.36%となっております。

また限度額の引き上げによりまして、約1,000万円の増収を見込んでおります。

次に、医療給付費が最高限度額に到達する所得額ということですが、単身の場合で

約485万円、2人世帯で約460万円、3人世帯で約436万円、4人世帯で411万円となっております。

それから、全国で賦課限度額に合せていない自治体がどのくらいあるかということですが、国の統計資料が平成28年度分までしか公表されておりませんので、平成28年度分が直近の資料となりますけれども、医療給付費分で約14.2%、後期高齢者支援分で14.1%、介護納付金分で5%の自治体が上限額を下回る負担限度額となっております。

以上でございます。

成富牧男委員

ありがとうございました。

賦課限度額について、最初に質問したところですけど、やはり全国には、医療給付費分については1割以上、14.2%と、それなりに独自の限度額も設定しているところがあるというのがよくわかりました。

以上です。

中川原豊志委員長

ほかにございますか。

古賀和仁委員

1点だけ伺いますけど、県内統一で、全体でやるってことですが、賦課金っちゅうか、これを集めるためにその計算をするのは、鳥栖市でやるのか、県全体でやるのか。

それで、やるのならば、今でも自治体によってそれぞれ取り立ては違うんですから、それを統一してやられるのか、その確認。

古賀友子国保年金課長

都道府県化されましても、国保税の賦課徴収につきましては、各市町で行うこととなっております。（「そういうことですか」と呼ぶ者あり）

中川原豊志委員長

いいですか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。

古賀和仁委員

支払う金額っていうのは、県のほうから言ってくるんですか。

それとも、市が独自に計算するんですか。

古賀友子国保年金課長

支払う額というのは、市から県に支払う額ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それは、県のほうから計算してきまして、今回、当初予算に上げている額が県のほうに支

平成30年 6 月 18 日 (月)

1 出席委員氏名

委員 長 中川原豊志

副委員長 樋口伸一郎

委員 森山 林 成富 牧男 古賀 和仁 藤田 昌隆 牧瀬 昭子

2 欠席委員氏名

な し

3 説明のため出席した者の職氏名

健康福祉みらい部長	詫間 聡
健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長	小柳 秀和
社会福祉課長補佐兼地域福祉係長	庄山 裕一
健康福祉みらい部次長兼こども育成課長	石橋 沢預
健康増進課長兼保健センター所長	坂井 浩子
文化芸術振興課長	松隈 義和
健康福祉みらい部次長兼スポーツ振興課長	古賀 達也

市民環境部長	橋本 有功
市民環境部次長兼市民協働推進課長兼市民相談室長兼消費生活センター長	佐藤 敦美
市民協働推進課長補佐兼市民協働係長兼市民相談室長補佐兼相談係長兼消費生活センター長補佐兼消費生活センター係長	天野 昭子
市民課長	村山 一成
国保年金課長	古賀 友子
税務課長	青木 博美
市民環境部次長兼環境対策課長兼衛生処理場長	槇原 聖二

4 出席した議会事務局職員の職氏名

議事調査係主任 大塚 隆正

5 審査日程

議案審査

議案乙第15号 平成30年度鳥栖市一般会計補正予算（第1号）

議案甲第13号 鳥栖市税条例の一部を改正する条例

議案甲第14号 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約
の変更について

議案甲第17号 専決処分事項の承認について

議案甲第18号 専決処分事項の承認について

議案甲第19号 工事請負契約の締結について

〔総括、採決〕

報 告（市民環境部環境対策課、市民課、健康福祉みらい部社会福祉課）

次期ごみ処理施設整備に係る経過及び環境影響評価実施状況

鳥栖市オリジナル婚姻届の作成・配付について

指定障害児通所支援事業者の指定取り消しに関する対応状況

6 傍聴者

な し

7 その他

な し

次期ごみ処理施設整備に係る経過及び環境影響評価実施状況
鳥栖市オリジナル婚姻届の作成・配付について
指定障害児通所支援事業者の指定取り消しに関する対応状況

中川原豊志委員長

次に、議案外ではございますが、執行部から報告を受けたいと思います。

まず、3月の定例会から議論が上がってございました保育補助者間雇上強化事業補助金につきましては、説明を求める予定にしておりましたけれども、先日の樋口議員の一般質問の中に同内容の質問があり、その中で答弁をいただいております。

よって、このことにつきましては、割愛いたします。

次に、環境対策課の報告をお願いいたします。

資料をお願いいたします。

〔資料配付〕

今回は、紙資料で御説明を。

よろしいですか。

では、説明をお願いします。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

それでは、環境対策課のほうから御説明を申し上げます。

内容につきましては、次期ごみ処理施設整備に係る経過及び環境影響評価実施状況ということで、現在までの経過について若干御説明をさせていただきたいと思います。

特に、今回のごみ処理施設の整備に係る経過につきましては、一部新聞等で報道がっております小森野地区の対応について御説明を申し上げます。

平成28年2月から3月、このときは真木町の同意をいただいた月になりますけれども、このときに久留米市及び久留米市議会のほうへ報告をさせていただきまして、その後、6月に小森野校区のまちづくり振興会への御挨拶ということをさせていただいておりました。

実際に住民説明会の開催をさせていただいたのは、第1回小森野校区住民説明会ということで、8月に施設整備計画等についての説明をさせていただき、第2回目を10月に、その後、ことしの1月に、現ごみ処理施設の現地視察のほうも、自治会長さん11名で御参加をいただいて、視察をいただいたところでございます。

それで、第3回の住民説明会を2月に開催をさせていただきまして、こちらのほうから御説明を申し上げますけれども、やはり住民の方については、健康への影響とか、生活環境の悪化、また同じ場所に立地することへの懸念というようなことで、十分な御理解をい

ただいていないという状況でございます。

そうした中で、3月23日付で、こちら書いておりますけれども、小森野校区自治会連絡協議会、これは、校区の中に13自治会ございます。13自治会の連合体でございますけれども、その協議会から、市のほうに対して、住民の署名を添えて反対の申し入れ書を提出されております。

これにつきましては、今月8日に、申し入れ書に対する回答書を小森野校区自治会連絡協議会のほうへ提出をしたということで、先週でございますけれども、自治会連絡協議会の13自治会長さんの出席の中で、回答書の内容等について説明を申し上げたところでございます。

これについては、自治会連絡協議会のほうでも、各自治会のほうに持ち帰って、住民さんの意見を聞いて、取りまとめた分について、今後また鳥栖市のほうと話をさせていただくという状況になっておるところでございます。

今後、私どもとしては、引き続き丁寧な説明をして、早期に御理解をいただきたいというふうに考えておるところでございます。

以上が小森野校区の対応についての説明でございます。

それと、県の条例アセスに基づきまして、現在、環境影響評価をやっております。

平成28年3月には計画段階配慮書を策定いたしまして、平成29年10月に方法書というものを策定しております。

これに基づきまして、ことしの4月から、建設地及び真木町、安楽寺町、下野町、小森野など6カ所で大気、騒音、振動、悪臭、地質等の現地調査を開始したところでございます。

これにつきましては、年間、四季を通じて調査を行うということになっておりますので、実際の調査結果については、まとめた分を、準備書ということで、来年の9月ごろ、策定を予定しております。

これをもとに、また意見を聴取いたしまして、最終的には平成32年3月に評価書ということで、4年間、一連の環境影響評価という業務が終了することとなりまして、この後、建設、着工というふうな予定をしておるところでございます。

以上、簡単ではございますけど、御説明といたします。

中川原豊志委員長

ありがとうございます。

この際ですので、確認したいこと、御意見等ございましたら、お受けをいたします。

藤田昌隆委員

これもケツが決まっているんですね。

これはもう、絶対に早く、期間内に仕上げないといけない事業ですね。

そういう中で、1つは反省点、これもあるんですよ。小森野地区に、非常に順番というか、説明がおくれたというの、私は1つかと思います。

そういう中で、今後また道路とか、いろんな問題も出てきます。交通の問題も出てくる。

そういうのも十分配慮しながら、早く、工期内に間に合わせるというのを進めてほしいし、これまた、建設業も入るんで、きちんと地元を入れるという考えで推し進めていただきたい。

焼却の分、それはもう当然、地元でどうのこうのではないんですが、周りの建物とか道路に関しても、これもきちんと、地元に対する配慮、ぜひお願いしたい。橋本部長、ぜひその辺は腹を据えて、よろしくをお願いします。

以上です。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

牧瀬昭子委員

先ほども藤田議員からありましたけれども、やはり、このような方々からの懸念事項というのは、数値の問題だと思うんですよ。数値がどのように変化していったら、自分たちの環境や身体に対する悪影響を及ぼすかっていうことに対する懸念事項だと思います。

それで、先ほど、平成30年4月に、四季を通じてということでありましたけれども、ぜひ、随時こういう状況ですよっていうのを発表していただいて、最後、取りまとめるまで、随時、継続的に出していただいて、こういうふうをやっているよっていうのを、見える形で、市民の皆さん、そして隣町の方々にも、ぜひ公表をしていただきたいなと思います。

やはり、住民の方々の農作物の影響とかっていうのも、すごく間近に迫っている問題なので、悪影響を示さないということの、逆に説明の科学的根拠を出していただいて、ほかの自治体でもそういうことはないですよっていうのは、多分、説明も進んでされていると思いますけれども、そういった説明会だけでなく、いろんな場所で、見える形で公表をお願いしたいなと思います。

それから、着工がもう間近に迫っているとは思いますが、もう一度、市民の方々に、どういったものだと、ここにあつてよかったなというまではないかもしれませんが、最大限、市民の方々の声を反映した施設にしていきたいなと思いますので、ぜひそういった皆さんの声を聞く機会を多く取り入れていただきたいなと思います。

よろしくお願ひいたします。

以上です。

成富牧男委員

地元のほうは、まあしょうがなかたいということも含めて、もう一応、オーケーが出ているということでもいいんですかね。

それで、小森野地区さんのほうがまだ納得できないっていう話なんでしょうけど、やはり、先ほど藤田議員が言われたように、順番がちょっと違っと思ったとか、そういうのが大きいんですか。それとも、いわゆる説明不足なのか。そうやなくて、何でもっと早う言うてこんやったねみたいなところ、何が今、問題になっておるのか。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

現在、御理解いただいていない部分というのが、住民の方にもよりますけれども、例えば、うちの環境基準がまだ十分ではないとか言われる方もおられますし、前の施設に対する悪臭とかのイメージが強くて、そういう施設自体を嫌がっておられるという方もおられます。

それと、もう一つは、先ほど申し上げられましたように、人口が多い小森野地区のほうを早めに説明をしに来るのが筋ではないかというような御意見をいただくところもありまして、皆さん同じ意見ではなくて、やはりそういう意見がいろいろ出ておるということでございます。

全体として、まだ小森野地区でも集約できていないというところがございます。

そうした意見に対して、私どもについては、数字的なものについては、当然、お示しをしながら、御理解をいただいて、これだけ対策をとっていくという対策案についても御説明をして、御理解いただいておりますという状況でございます。

以上です。

成富牧男委員

ほんなら、まだ理解を深めて、わかってもらう努力をしている段階だということですね。

大変でしょうけど、がんばってください。

樋口伸一郎委員

1つだけです。

今、経緯っていうか、説明の中にずっと流れがあったんですけど、6月14日で回答書の内容説明とか行っておられるじゃないですか。

それで、ここ、漠然と聞きますけど、実際今、小森野の方々、ずっと流れがあって、感じ的には、だんだん理解につながってきたなっていう感じなのか。それとも、まだまだ説得していかないかなあという状況なのか。感覚的なもので、そこら辺、前向きにしているんでしょうかね。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

参加については、全員説明会ということで、御希望される方、ここに書いておりますけれ

ども、最初は25名、それから52名、それから56名というふうな参加者でございました。

あそこは4,000から5,000人ぐらいはおられると思いますけど、そうした参加者がおられたということでございます。

今回、全員説明会から、各13自治会の代表となります会長さんのほうに、個別に私どもと話をする機会を設けていただいたということでは、行って、そこで取りまとめ、やりたいというのは、地元のお気持ちもあるというふうに私どもも思っておりまして、少し前に進んだのではないかとすることは思っておるところでございます。

以上です。

樋口伸一郎委員

提案なんですけど、説明しながら、多分、100%ってないじゃないですか。絶対に、賛成の人もおれば、反対の人もおる中で事柄そのものを前に進めていかないかんと思うんで。

例えば、余裕はないでしょうけど、先ほど牧瀬委員が言われたように、数値的に納得につながるような根拠も要るかもしれんですけど、その中に、この施設ができたなら小森野の方々にこういうメリットがあるようとか、小森野の方々に対しても、その施設ができることで何かメリットとかもつけていけるようになると、だったらっていうのもあるかなと思ったんです。

これ、提案なんですけど、ぜひ前に進めていただければと思ひまして、質問しました。

終わります。

古賀和仁委員

反対の申入書があったと。

それに説明を行ったと。

具体的に、その内容が、もう絶対反対なのか。どういうふうな内容の反対を出されたのか。

それに対してどういうふうな対応をされたのか。

それと、過去においてもここ、建てるときにいろいろあったと思うんですけど、そのときと比べてどうなのか、その辺。

榎原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

反対の申出書の内容につきましては、先ほど申し上げたような健康への影響を心配される、それと、環境の悪化を心配されると。

また、あの場所に再度立地をするということに対する嫌悪感と言いますか、反対という内容が主なものでございます。

理由としては、そういう内容で、今回の建設計画については反対をするというものが内容でございますので、それについては、うちとしては、そうしたご懸念について、じゃあ今度、

悪臭ではどういう対策をとりますとか、環境にこれだけ負荷がないような形でやりますとか、そういう内容を申し上げております。

それで、過去と今回ということでございますけれども、過去については、いろんな意味で基準が緩かったという部分もございまして、悪臭がやはりしていたという部分がかかなり根強い、もともとの小森野の住民の方については、やはりそういうところが非常にイメージとして残っているということでございまして、それについても同様に、そうしたことがないように、今度の施設については、対策をとっていくというようなことを今、申し上げておるところでございます。

以上でございます。

古賀和仁委員

小森野地区さんが反対するところで、例えばさっき藤田議員も言っていたけど、出口があると。それがおくれるような可能性が出てくるのかどうか。

槇原聖二市民環境部次長兼環境対策課長

私どもとしては、スケジュールが狂わないような形で、小森野のほうの住民の方にも御説明したいというふうなことで考えております。

その辺というのは、じゃあ小森野が同意しないと絶対できないのかと言われると、そういうわけでもないという部分もありますし、しかしながら、やはり県境で隣接している小森野の皆さんの反対の声が余り上がり過ぎると、いろんな事業について難しい部分も出てくるのかなということは考えておるところでございます。

私どもとしては、スケジュールは平成36年度稼働というものが決まっておりますので、それに向けて全力を尽くすということでございます。

以上です。

中川原豊志委員長

いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

では、次に市民課からの報告をお願いいたします。

村山一成市民課長

市民課のほうからは、鳥栖市オリジナル婚姻届の作成、配付について御報告を申し上げます。

お手元の厚生常任委員会参考資料（議案外）のほうをごらんください。

まず、この婚姻届の目的でございますが、これから結婚される方を祝福し、市の重要な取り組みの1つでもございます若者の定住や移住を促進するために、今回、鳥栖市のイメージ

をデザインしたオリジナル婚姻届を作成したものでございます。

これにつきましては、県内の市町では初めての取り組みでございます。

事業の内容でございますが、まず、作成するものとして、オリジナル婚姻届、A3サイズのを1,300部、それから、婚姻届と一緒に配付をいたします婚姻早わかりブック。これにつきましては、婚姻届の書き方や、市の子育て情報などを掲載したものになります。これは、A4サイズで12ページのを1,000部作成いたします。

体裁につきましては、次の2ページをごらんください。

従来のは、白紙に茶色のインクで婚姻届の記載事項を印刷したものでございますが、そちらの記載事項の周辺にデザインを施したものになります。

デザインといたしましては、四葉のクローバー、市の木のクロガネモチ、また、鳥栖市のイメージキャラクター、とっちゃんを描いたものでございます。

それから、同時に配付をいたします冊子につきましては、3ページ目をごらんください。

こちら、現在中身については作成中ございまして、表紙の部分と、鳥栖市のほうから発信をいたします子育て情報、教科「日本語」などについての情報を掲載したページでございます。

こちらの情報を冊子のほうに、業者のほうで募集をいたしました公告を5ページほど掲載することによりまして、今回、作成費用は、市のほうからの持ち出しが発生いたしません。それによって今回、婚姻届をつくるものでございます。

配付の予定でございますが、平成30年7月2日に市民課窓口のほうで配付を開始したいと考えております。

効果といたしましては、冒頭申し上げました若者定住、移住を促進、少子化対策のほか、婚活イベントやブライダル事業者とのいろいろな協力によりまして、そういった活性化であったり、経済的な波及効果、こういったものを期待するものでございます。

スケジュールにつきましては、6月29日に成果品が納品されまして、7月2日から配付を開始いたします。

以上でございます。

中川原豊志委員長

ありがとうございました。

引き続き、確認したいこととか御意見ございましたら、お受けいたします。

藤田昌隆委員

せっかく婚姻届を変えたんやったら、離婚届も一緒に変えんね。

いやいや、笑い事じゃないとよ。

今、離婚も、お互い、平和のために離婚する人もおるっちゃけんさ。

せっかく……、婚姻届がめでたいというもんだとは決まっとらんっちゃけん。婚姻届があれば、離婚届もある。

だから、せっかく変えるならね、これは提案です、離婚届もよろしくお願いします。

以上です。

成富牧男委員

せんよりまじだと私は思いますけど、一般質問の場でもちょっとあったように、せっかく、鳥栖市は子育てするのにいいまちだって来たところが、それこそ、今のとで言うなら、離婚届やなくて転出届ば出したくなるようなまちになったらいかんから、特にこの福祉関係、うちの委員会のところは、そういう意味でも、転入して、それこそ子育てからということであって、ああよかったなって言えるようにしてもらいたいと思います。

以上。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

〔発言する者なし〕

では、次に社会福祉課のほうから御報告をお願いいたします。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

社会福祉課からは、平成30年3月の常任委員会でお話をしておりました放課後等デイサービスセンターのその後の部分について、報告をさせていただきます。

まず、3月定例会でお話をさせていただいておりました事業所につきましては、平成30年3月に、銀行口座を差し押さえしまして、約1万7,000円を収納しております。

それとまた、新たに、佐賀県が4月15日付で、基山町にあります指定障害児通所支援事業者を取り消しましたので、報告をさせていただきます。

事業所の名称は、そらんと申します。

佐賀県が平成28年5月1日に指定した事業所でございます。

指定取り消しの理由といたしましては、人員基準違反、運営基準違反、これらの行為に対し、給付の不正請求があったなどによるところでございます。

鳥栖市では、事業所の指定取り消しを受けまして、代表者にヒアリングを行い、平成30年5月に返還を求める旨を伝えたところでございます。

今後の状況につきましては、状況がわかり次第、委員会等で適宜報告をさせていただきたいと思っております。

以上、報告を終わります。

中川原豊志委員長

今、御報告ございましたけれども、何か御質問、ございましたら。

成富牧男委員

今、後から言われた分は、障害児デイサービスとは違うんですね。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

そこが指定されておりましたのが、サービスの種別といたしまして、児童発達支援と放課後等デイサービスとしての事業所でございます。

成富牧男委員

失礼しました。

それなら、同じく大きく分けたら、放課後、障害のデイサービスというふうに考えていいわけですね。

今回、わかった経緯がわかりますか。何でそれが発覚したのか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

確認した経緯は、情報によりますと、内部からの通報があったということで、調査をされたということで、聞いているところでございます。

成富牧男委員

それで、それは、県が調査に入ったわけですね。県が知ってから、鳥栖市、順番から言うと、県が先にしたわけでしょう。

県は、知ってからどれぐらいで……、鳥栖市に即座に言ってきたんですか。そここのところは、前回と同じごとだらだらして、結局、お金は取りっぱぐれとかになるのは鳥栖市だみたいな感じになったらいかんで。ちょっと参考のために聞きます。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

すいません、そこまで確認をしておりませんが、状況といたしましては、3月15日に佐賀県が調査のプレスリリースを行っておりまして、4月15日付で指定を取り消すというプレスリリースを行っております。このころ知ったのではないかというふうに。

ちょっとすいません。

成富牧男委員

だから、プレスリリースしたときかもじゃなくって、鳥栖市が知ったのはいつですかって言いよっと。向こうが報告っちゅうか、垂れ込みっち言うちやいかんね。

詫間聡健康福祉みらい部長

前回のあそぼ〜会、今回のそらんということで、放課後デイサービス、障害児のデイサービスの関係ですけれども、具体的に県のほうが指定、並びに指定取り消しという経緯の中で

はございます。

県のほうに内部からの情報によって、指導、監査に入るところに対しては、市のほうもそういった情報を受けまして、具体的な調査等にも入っていくために、私ども職員についても、実際に立ち会っているケースもございます。

以上でございます。

成富牧男委員

佐賀県が先に入ったじゃなくて、入る時には一緒に入っていると。この会もその類いですか。

だから、要はさっき言いよったように、ずるずるいって、もうその時利用しよった分が…、そうしたら、入るときにはもう停止が……、入ってないですね。（「まだです」と呼ぶ者あり）

何かそこんところ、まずの連絡がいつあったのかちゅうのは、ちょっと気になる場所ですけれども。（「適宜連絡はございます」と呼ぶ者あり）

それなら、もう終わりますけど、速やかに当該自治体に、鳥栖市にも知らせてくれということは、強く言っていただきたいと思います。

以上です。

中川原豊志委員長

いいですか。

牧瀬昭子委員

子供たちの状況なんですけど、3月15日にプレスリリースがあって、取り消しが4月15日ということで、子供たちが4月からまたスタートするっていう事業所を探すまでが、余りにもタイトで、探し切れたのかなというのがすごく心配なんですけど、そのあたりの状況がわかる限りで教えてください。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

期間内の利用者が十数名おられましたけど、全ての方が、4月15日までに他の施設のほうへ移行をされているというふうに報告を受けております。

牧瀬昭子委員

御報告ありがとうございます。

別のところを探すのは、探せたということによかったと思うんですけど、でも、今後こういった取り消しの順番といいますか、この時期的なものっていうのが、すごく親御さんにとっても子供さんにとっても直結する問題だと思うんですけどね。

それで、先ほど、時期の問題とか時間の問題があったと思うんですけど、多分、1年間ぐ

らいは調査で見て、入られていたわけですね。そのあたりの流れとしては、こういった形だったか、わかる範囲で教えてください。スタートがいつぐらいに始まって……。

中川原豊志委員長

認定された日とかじゃなくて。（「最初に県への内部告発があって、そこからの流れっていうのを」と呼ぶ者あり）

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

経緯といたしましては、当該事業所の基準違反の疑いがあるというのが、10月末に佐賀県から情報が入り、関係する市町を対象に説明会が開かれております。

それと、翌年の2月に入りまして、行政処分を行う方向で佐賀県が進められてきていたようございまして、2月上旬に立ち入り検査をされております。

その後、佐賀県が2月中旬に当該事業者の聞き取りを行い、3月15日にプレスリリースをされているという状況でございます。

牧瀬昭子委員

ありがとうございます。

ということは、10月末から2月までの間に4カ月間しかなかったのかなと思うんですけど、そのあたりで鳥栖市に情報が入ったのは、いつになるんでしょうか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

先ほども申し上げましたが、10月末に、佐賀県が、関係する市町に基準違反の疑いがあるよという説明会を開かれておりますので、情報としては、その時期に入ってきております。

牧瀬昭子委員

ということは、もう行政処分になるかもしれないというような説明会だったということですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

疑いがある、というふうな説明会があったと聞いております。

牧瀬昭子委員

それを回避する方法っていうのは、何かとられたんでしょうか。行政処分にならないようにするためには、じゃあどうしようかみたいな相談があったりとか。

ここはもう行政処分になる可能性があるよっていう通達があって、鳥栖市としては、もう何も手だてを打つことができなかつたんですか。

小柳秀和健康福祉みらい部次長兼社会福祉課長

行政処分は、指定取り消しをできるのが佐賀県の場合は佐賀県のみですので、鳥栖市でいろいろ行うことは難しゅうございますので、特段はできないものと考えております。

中川原豊志委員長

よろしいですか。

この件につきましては、前回のあそぼ～会のおきもありましたけれども、やっぱり、県が認定し、監査し、取り消すのも県のほうで。

市のほうは、間に入って、補助金等を担当者に渡して。

万が一のときには市が回収して県、国に返すというふうな形で、市のほうは本当に間を通っているだけっていうところで、制度的にもう少し見直しが必要かなというふうにも思われるところかなと思います。

今回は、お聞きしたところによると、県またぎで、福岡県の市町の方も、そちらのほうに入所されておったというふうなことで、そっちのほうの制度もまた含めて、今後検討していかなくちゃいけないのかなと思いますんで、状況がまた変わり次第、報告をいただくということではいかがですかね。

適宜、この進捗状況については報告をくださいということで、お願いをしておきます。

よかですか。

牧瀬昭子委員

要望で、佐賀県に対して言うことになるかもしれないんですけど、こういう基準とか、こういうことをすると、アウトになるよということ、随時説明会を行うとか、年間を通して何回か説明会を開いて、そこには必ず参加してもらおうとか。

ずっと定期的に検査をされていると思うんですけど、事業所の代表者の方に、徹底したそういう説明というのが行われる機会をつくっていただきたいなと思うんですけど。そのあたり、いかがでしょうか、言えそうでしょうか。

中川原豊志委員長

県のほうへの要望ということで。（「はい、県のほうに」と呼ぶ者あり）

詫間聡健康福祉みらい部長

今回のそらんの件につきましても、前回のあそぼ～会、それ以前にも1回、障害児デイサービスの関係についての補助金返還まで至ったケースがございます。

県のほうの指定の関係で、また指定取り消しって今回の処分になっておるわけですが、全国的にも、国の制度の中で、県の補助金、市のほうも上がっているという経緯がございます。

県に対しても、日ごろから、指導、監督、並びにそういったケースについても要望をやっておりますし、これは全国的にやるべきものというふうに考えております。

仙台市と大阪の関係も3年前もありましたもんですから、そういったことを踏まえまして、

鳥栖市議会委員会条例第29条の規定によりここに押印する。

鳥栖市議会厚生常任委員長 中 川 原 豊 志 ㊟

